

令和2年度第5回 医道審議会保健師助産師看護師分科会
保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会 議事録

日時：令和3年3月29日（月）

13：00～15：00

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ホール14E

厚生労働省医政局看護課

吉浪試験免許室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日も限られた時間ではございますが、よろしく願いいたします。

委員の出席状況でございますが、本日は全委員の御出席をいただく予定となっております。

医道審議会令におきましては、委員定数の過半数の出席をもって開催できると規定しておりますので、部会の開催は成立しますことを報告させていただきます。

本日の会議では、会場の委員の先生方、オンラインの委員の先生方の順に、部会長より御意見をお伺いいたします。御発言される際には、会場及びオンラインの先生におかれましても挙手いただき、部会長の指名を受けてから御発言をお願いいたします。オンラインの先生におかれましては、部会長の指名を受けた後、マイクのミュートを解除し、御発言いただきますようお願いいたします。また、発言終了後は再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

部会長から、議題などに賛成かどうか、異議がないかを確認することがございますが、賛成の場合には、オンラインの先生におかれましては、カメラに向かってうなずいていただくことで、いわゆる異議なしの旨を確認させていただきます。また、差し支えなければ、カメラは常時オンにさせていただきますようお願いいたします。

共通事項といたしまして、会場での御参加の先生、オンラインでの御参加の先生におかれましても、御発言の際に冒頭でお名前をお伝えくださいますようお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、萱間部会長をお願いいたします。

萱間部会長 先生方、こんにちは。年度末のお忙しいところ、お時間をいただきましてありがとうございます。

大変な年度でございましたけれども、まだまだいろいろ不確定でございますが、この件につきましては昨年11月以来、篤い議論をしていただきまして、今日の成果が出ておりますので、区切りをつけることができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず事務局より資料の確認をお願いいたします。

吉浪試験免許室長補佐 それでは、資料の確認をお願いいたします。

議事次第、座席表、委員名簿に加えまして、資料といたしまして「医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書（案）」です。

乱丁、落丁がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、委員の先生方の机上には、保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会資料一式と「保健師助産師看護師国家試験出題基準 平成30年版」を用意しております。

資料の確認は以上でございます。

萱問部会長 ありがとうございます。

それでは、議論を進めてまいりたいと思います。

本部会は、昨年11月2日の第1回保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会開始以降、計4回の部会において保健師、助産師、看護師国家試験制度の現状の問題点や課題、改善事項について検討を行い、報告書案を作成いたしました。第2回から第4回までは合否決定等に関わる機密性の高い内容を含むため、非公開での開催とさせていただきました。本日は公開で、これまでの議論の取りまとめを行わせていただきます。

保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書(案)についてでございますが、今までの御意見を基に報告書案を整理していただいております。

では、事務局より報告書案の御説明をお願いいたします。

五十嵐教育体制推進官 事務局でございます。

それでは、資料を御用意ください。

保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書(案)でございます。

ページをおめくりいただきまして、1ページでございます。

「はじめに」から読み上げをさせていただければと思います。

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験(以下「保健師助産師看護師国家試験」という。)は、保健師助産師看護師法第17条に基づき、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を評価するものであり、社会の変化や看護を取り巻く環境の変化に合わせ、定期的に改善を行ってきている。最近では、平成28年2月にとりまとめられた『保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書』(以下「前回の報告書」という。)に基づき、長い状況文を付した単問の状況設定問題の導入や出題内容の見直し等の改善がなされたところである。

また、看護基礎教育について、令和元年10月にとりまとめられた看護基礎教育検討会報告書を踏まえ、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を一部改正し、令和3年4月に施行することとしている。

こうした状況の中、保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会では、前回の報告書を踏まえて近年の保健師助産師看護師国家試験の評価を行い、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について、令和2年11月より5回にわたって議論を重ね、検討を行った。今般、保健師助産師看護師国家試験制度の改善に関する基本的な方向性等について、意見を取りまとめたので、ここに報告する。

・改善すべき事項

1. 保健師助産師看護師国家試験問題について

1) 出題内容について

前回の報告書に示された保健師助産師看護師国家試験の出題内容についての改善すべき事項は、平成30年版保健師助産師看護師国家試験出題基準に反映され、近年の国家試験ではこれに沿って出題されており、これまでの出題内容は概ね妥当である。

保健師助産師看護師国家試験においては、看護を取り巻く状況の変化及び教育実態を踏まえ、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項かつ全ての保健師助産師看護師学校養成所で教育されているべき標準的な教育内容から出題することに引き続き留意する必要がある。

また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴い、令和4年度入学生から適用となる看護基礎教育カリキュラムの改正内容や看護基礎教育検討会報告書を踏まえた出題内容の見直しが必要である。

看護に求められる判断プロセスに係る出題について

前回の報告書を踏まえ、出題の意図に応じて看護に求められる判断プロセスを問う問題が出題されるよう内容別類型を選択し問題の作成が行われている。また、出題内容に合わせて、) 判断プロセスについて問う、) 判断そのものを問う、) 判断するために必要な情報は何かを問う、) 情報を列記した中で優先度を問う、) 介入の結果から判断の根拠を問うなどの内容を出題することとしている。保健師助産師看護師それぞれの実践場面において、介入を通して直接得る多様な情報を判断し看護を決定していくプロセスを問うことは重要であるため、出題の意図に応じた判断プロセスを問う問題を積極的に出題していく必要がある。

保健師助産師看護師国家試験で問う知識の新しさについて

保健師助産師看護師国家試験で問う知識の新しさについては、前回の報告書を受け、近年の統計データや改正された法令等について出題されており、最新の知識を問う内容となっている。引き続き、この方針で出題していくこととするが、受験生の習熟度に留意して出題することが望ましい。

2) 状況設定問題について

出題の意図の明確化について

前回の報告書を受け、問題作成の際に、内容別類型を用いて出題の意図を類型化することにより意図の明確化を図っている。状況設定問題における出題の意図の明確化の重要性に鑑み、引き続き、出題の意図を明確化していくことが求められる。

状況設定問題における出題内容

保健師国家試験においては、保健師に必要な地域診断等の判断力を問う出題の必要性があることを踏まえ、データ化された情報を活用した状況設定問題が近年出題されている。また、助産師国家試験においては、正常からの逸脱を予測・判断して対応するといった実践能力を問う必要があることから、正常からの逸脱に関する臨床に即した状況設定問題が出題されている。看護師国家試験においては、根拠に基づいたアセスメントや計画立案に基づく看護実践における思考や判断プロセスを問う問題が出題されている。これらは、前回の報告書で指摘された内容であり、看護基礎教育修了時に求められる知識・技能を評価することを踏まえた出題がされている。引き続き、保健師助産師看護師国家試験においてこの方針が出題していくことが望ましい。

長い状況文を付した単問について

平成29年の保健師助産師看護師国家試験より、多くの情報の中から必要な情報を取捨選択する能力や根拠に基づいて状況を判断する能力を問うため、長い状況文を付した単問の状況設定問題が導入されているが、正解率及び識別指数が低い傾向にある。また、長い状況文を付した単問の状況設定問題が導入された趣旨が反映されていない問題もみられ、配点が異なる一般問題の短い状況設定を付した問題との違いが不明瞭な状況となっている。このため、長い状況文を付した単問の状況設定問題を導入した趣旨を踏まえた出題の徹底及び出題の意図の明確化を行い、思考プロセスを問う出題となるよう改善が必要である。また、一般問題の短い状況設定を付した問題との差別化のため、長い状況文を付した単問の状況設定問題については評価領域分類（Taxonomy）型を中心に出题することが望ましい。

3）出題数等について

平成27年度の保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会において、保健師助産師看護師国家試験の出題数についての妥当性の検証が行われており、それ以降、保健師助産師看護師国家試験の構成に変更がないことから、引き続き、現行の出題数を維持することが妥当である。

一般問題における短い状況設定を付した問題や状況設定問題における長い状況文を付した単問については、試験時間の制限があることや、これまでの出題状況を踏まえ出題する必要がある。また、試験問題の設問文等の総文字数が問題の難易度に影響しうることや、試験時間の制限や受験生への負荷に配慮する観点から、設問文等の総文字数に留意して問題を作成することが望ましい。

4）試験時間について

一般問題においては、評価領域分類（Taxonomy）型もしくは型を中心に出题すること、また、今後も短い状況設定を付した一般問題を出题する方針である。また、状況設定問題においては、長い状況文を付した単問を今後も出题していく方針である。このような出題方針の下、出題数を維持しつつ十分な試験時間を確保するため、現行の試験時間を踏まえ、保健師国家試験及び助産師国家試験においては試験時間を延長することが望ましい。看護師国家試験においては現状維持とする。

5）既出問題について

既出問題の活用は、難易度の安定化の観点からも有用であり、引き続き活用する。

看護師国家試験における必修問題は、看護師にとって特に重要な基本的事項を問うものであることから、限られた範囲の中で繰り返し問うことが妥当であると考えられる。そのため、重要な基本的事項を繰り返し出題するなど、必修問題においてはより積極的に既出問題を活用していく。

また、保健師助産師看護師国家試験の一般問題及び状況設定問題において既出問題を活用する際には、活用する既出問題の正解率等をよく吟味した上で選択肢、表現や選択

肢を変更する際には、難易度への影響に留意し検討することが必要である。

6) 出題形式について

現行の保健師助産師看護師国家試験においては、4肢Aタイプ、5肢Aタイプ及び5肢Aタイプ及び5肢X2タイプの出題形式が用いられている。近年の保健師助産師看護師国家試験における出題形式別の出題割合や正解率等に大きな偏りはなく妥当である。引き続き、出題の意図や出題内容などに適した肢数や形式で出題していくことが望ましい。

非選択式の計算問題は、近年、状況設定問題においても出題され、計算問題の正解率及び識別指数からみても妥当な出題となっている。引き続き、出題の意図を明確にした上で、非選択式の計算問題を出题していくことが望ましい。

7) 評価領域分類 (Taxonomy) について

看護師国家試験の必修問題は評価領域分類 (Taxonomy) 型で出題されており、必修問題の趣旨からすると妥当である。状況設定問題は概ね 型及び 型で出題されている。状況設定問題においては、教育で培われた状況判断や実践能力を問う必要があることから、引き続き、 型及び 型で出題することが望ましい。

また、一般問題については、引き続き 型もしくは 型を中心に出题することが望ましい。

8) 視覚素材について

試験問題に写真やカラーのイラスト・図表等の視覚素材を用いることでより具体的に問うことができるため、保健師助産師看護師国家試験において視覚素材を活用した問題が一定数出題されている。保健師国家試験及び看護師国家試験では、図表等のデータをもとに情報を理解・解釈して必要な介入を判断するような問題、助産師国家試験では超音波画像や胎児心拍数陣痛図等の診断に関する問題、さらに看護師国家試験では画像を活用した問題が出題されており、視覚素材が有効に活用されている。引き続き、視覚素材を活用して出題していくことが望ましい。

2. 保健師助産師看護師国家試験の合格基準について

保健師助産師看護師国家試験の合格基準については、経年的な合格状況や得点状況を踏まえ、現状維持とすることが望ましい。

3. 保健師助産師看護師国家試験問題の公募について

試験問題の公募については、平成30年度より協力依頼を行う団体を増やし、また公募に必要な登録が円滑に行えるようシステムのID等を事前に付与する等の対応を行ってきている。しかしながら、公募問題および状況設定問題の素材となる情報や視覚素材の登録数が少ない状況がある。そのため、問題の素材となる情報を含め更なる公募促進の工夫を行っていく。例えば、団体等への公募問題の登録に関する協力依頼時に、問題作成のプロセスを教員を含む看護職員の継続教育の一環として活用し、作成した問題を公募問題として登録する等、具体的な促進方法を提案することなどが考えられる。

4. 保健師助産師看護師国家試験出題基準等について

1) 改善事項について

保健師助産師看護師国家試験出題基準においては、看護基礎教育が修了した時点で備えているべき基本的な事項を問うために保健師助産師看護師のそれぞれの特徴を反映して出題されるよう、教育内容を踏まえ、改めて出題基準の体系や項目の見直しを行う。また、小項目の表現が限定的な内容となり過ぎている項目については抽象度を見直し、また、小項目は中項目に関する内容をわかりやすくするために示したキーワードであることが明確となるよう見直しを行う必要がある。

看護師国家試験出題基準において「看護の統合と実践」については、前回の報告書を踏まえ、複合的な事象においてより臨床実践に近い形で知識・技術を統合して判断する能力を問う出題内容となるよう大・中・小項目を新たに作成し、見直したが、実際の試験問題の作成過程において難易度が上がりやすい等の課題があった。このため、教育内容としての「看護の統合と実践」の導入の趣旨をふまえ、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項として問う内容が明確となるよう項目を整理することが望ましい。

2) 出題基準の適用時期について

改定された出題基準の適用時期については、出題基準の改定に関する今後の検討及び周知期間を勘案し、令和5年実施の第109回保健師国家試験、第106回助産師国家試験、第112回看護師国家試験から適用することが望ましい。

その際、令和5年実施の保健師助産師看護師国家試験から数年間は改正前のカリキュラムで学んだ受験者と改正後のカリキュラムで学んだ受験者が混在することから、当該国家試験の受験に際して両者ともに、不利益を被ることがないように、特段の配慮が必要である。

また、看護師国家試験の試験科目を改正する省令（保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令）が施行されるまでの間、出題基準に「在宅看護論」を併記することが必要である。

・ICTの進展等の近年の社会的状況や「新しい生活様式」及び災害等の非常時への対応を踏まえた保健師助産師看護師国家試験のあり方について

保健師助産師看護師国家試験は医療提供体制を支える人材を確保する上で重要であり、近年の自然災害の多発や、今般の新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、危機管理の観点から対策を検討する必要がある。また、近年のICTの進展等を踏まえ、保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用についても積極的に検討を行っていく必要がある。

危機管理の観点からの対応として、令和3年の医療関係職種の国家試験においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、感染予防対策を取り入れた国家試験の運用が行われ、また、看護師国家試験においては試験日前日の深夜に発生した地震の影響を踏まえ、試験開始時刻を遅らせることで試験が実施された。今後、保健師助産師看

看護師国家試験の実施に影響を与える危機発生時においても国家試験への影響をできるだけ少なくするため、これまでの経験を踏まえ、対応策の早急な整理・検討が必要である。

保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用については、画像や音声等のマルチメディアを活用した出題等が可能となるなど、より臨床状況に即した内容を問うことが期待できる。また、保健師助産師看護師に求められる判断プロセスに関連する知識や技能をより深く問うことが期待される。さらに、実施方法によっては、異なる日時においても受験が可能となることも考えられる。一方で、実施方法、出題手法、合格基準、IT環境の整備、諸経費の検討課題が挙げられ、さらに看護基礎教育課程におけるICT等の活用状況についても考慮する必要がある。また、実施方法によっては試験問題のプール制や非公開化などの検討も求められる。保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用については、医師をはじめとする他職種の国家試験における検討状況等も参考にしつつ、まずは検討に必要な情報の整理を行っていく必要がある。さらに、コンピュータ活用の目的及び課題の明確化を行い、多様な手法の中から実効性と目的に合致した手法を選択し段階的に取り入れる等、着実に検討を進める必要がある。

・おわりに

人口及び疾病構造の変化が一層進む中、多様な場で看護を提供することが求められており、こうしたニーズに即した看護職の養成に対する期待が高まっている。このような状況の中、本部会では、国家試験が保健師、助産師及び看護師としての資質を適正に問うことができているかについて検討し、看護を取り巻く状況の変化及び教育実態を踏まえ、引き続き、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項を問うことの重要性を再確認した上で、見直しの方向性を示した。

保健師助産師看護師国家試験制度については、急速に変化していく社会情勢の中で求められる看護の質を保証していく上で重要であり、看護関係者全体で本制度のより良いあり方に向けて取り組み続けていくためにも、今後も定期的に議論を継続していくことが重要である。

以上でございます。

萱間部会長 ありがとうございました。

以上がこの報告書案の全文ということでございます。

では、先生方、どこの部分でも結構ですので、御意見を頂戴できればと思います。オンラインの先生方、それから、会場の先生方というふうに順番に聞いてまいりたいと思います。

では、オンラインの先生方、何か全体を通して御意見はございますでしょうか。ありましたら、手を挙げていただきましたらお名前をお呼びいたします。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。内容はよろしいでしょうか。

それでは、会場の先生方、いかがでしょうか。

池西委員、お願いいたします。

池西委員 池西です。

前回、実は見落としていたことがあったので、構いませんか。申し訳ないです。前回御指摘すべき中身でした。

2ページの の2行目、保健師助産「師」が抜けていたのです。1点はそこです。

もう一点は、5ページの「1)改善事項について」の上から9行目、「臨床実践に近い形で知識・技能」のほうがよいのではないかなと。国試で問えるのは技能ではないかなと思ったりするのです。前段の部分は「技能」になっていたのですが、今頃で申し訳ないのですが、ここは「技能」でいかがでしょうか。

以上です。

萱間部会長 ありがとうございます。

2ページのほうは脱字ですので、「師」を入れていただくということでお願いいたします。

5ページ、御指摘いただきました「知識・技術に関して」ですが、確かに本文中、「技能」という表現と混ざっていますよね。これは国家試験ではどちらを使っていますでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

五十嵐教育体制推進官 事務局でございます。

御指摘のとおり、「技能」で統一させていただければと思います。

萱間部会長 では、ここは「技能」ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

春山委員、お願いいたします。

春山委員 微細な点ですけれども、このページ割でいくとすると、1ページ目の1の1)の参照の4ページは5ページになるのではないかと思いますので、また御確認ください。

以上です。

萱間部会長 1ページの1の「1)出題内容について」の最後の行、参照先ですね。ページ数の調整をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。会場の委員の皆様、ほかにございませんでしょうか。

林委員、お願いいたします。

林委員 林でございます。

語尾の表現の仕方、微細なことなのかもしれないのですが、「していくことが」というような表現が何か所か出てくるように思うのですけれども、例えば今たまたま開いているページですと、4ページの視覚素材のところも、一番最後、「引き続き、視覚素材を活用して出題していくことが望ましい」というところですか、「検討を行っていく必要がある」というようなところの「いく」というような表現がちょっと目につくなど思っています、これは例えば「出題することが」ではまずいのでしょうか。「いく」という表現にす

ることでちょっと曖昧な感じを与えるかなと思います。いかがでしょうか。

萱間部会長 ありがとうございます。

「していく」が適切か、それとも「する」でも大丈夫かということですが、事務局、いかがでしょうか。

島田看護課長 事務局でございます。

御指摘ありがとうございます。

文末も、どのくらいすぐにできそうなことかとか方向性なのかなどの辺りも含めて文章を作成したつもりではございますが、ただいま御指摘いただきました点は再度事務局のほうでも見直しをさせていただいて、部会長と最終的に御相談させていただいて、必要なところは今の御指摘のように「する」にするといった修正をしたいと思います。ありがとうございます。

萱間部会長 林委員、よろしいでしょうか。

林委員 ありがとうございます。お願いいたします。

萱間部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。皆様と議論してまいりました内容が反映されておりますでしょうか。

では、オンラインの先生方、この内容で御了承いただいでよろしいでしょうか。

(委員首肯)

萱間部会長 ありがとうございます。

吉沢委員、大丈夫ですか。今、うなずきましたか。すみません。

どうぞ。

吉沢委員 小さくうなずかせていただきました。

萱間部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、御了承いただいたということで、会場の先生方もよろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

萱間部会長 ありがとうございます。

それでは、議論は以上となります。数か所部会長で預らせていただく表現がございますので、それについては事務局と確認を進めてまいります。

では、皆様、5回にわたりまして活発な御議論をいただき、本当にありがとうございます。本日いただいた御意見も踏まえて、報告書完成ということにさせていただきます。

今後ですけれども、報告書は後で開催されます医道審議会保健師助産師看護師分科会で報告をさせていただくという形になります。

では、本日の予定は以上になります。

最後に事務局からお願いいたします。

吉浪試験免許室長補佐 本改善検討部会の閉会に当たりまして、大臣官房審議官の間よ

り挨拶申し上げます。

間審議官 保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会の取りまとめに当たりまして、一言御礼申し上げます。

委員の先生方におかれましては、大変御多用の中、昨年11月から5回にわたりまして本部会に御出席を賜りまして、この国家試験の在り方について幅広く、また、高い見地から精力的に御議論いただきました。萱間部会長の御尽力の下に、本日、このように報告書を取りまとめていただきましたことを深く感謝申し上げます。

本日、先ほどの事務局の脱字も含めまして、恥ずかしいミスでございましたけれども、詳細まで御確認いただいたこと、改めまして、重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。

国民の皆様提供される医療サービスの質を担保する上で、保健師助産師看護師の国家試験は大変重要なものでございます。今回御提言いただきました内容を来年度実施予定の保健師助産師看護師国家試験の出題基準の改定、あるいは試験委員会における問題作成において反映させまして、この国家試験制度の改善を図っていきたいと考えてございます。

今後とも保健医療、福祉を取り巻く状況の変化や、国民の期待に応えられる人材の確保と質の向上のため、皆様方の御指導、御協力、御助言を賜りますようお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

吉浪試験免許室長補佐 本日の会議資料につきましては、配付資料はお持ち帰りいただいても結構でございます。

なお、今後、取りまとめいただきました最終的な報告書につきましては、委員の先生方にお送りするとともに、厚生労働省のホームページでも公表を行う予定でございます。

事務局からは以上です。

萱間部会長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和2年度保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会を終了したいと思います。

お忙しいところ、本当にありがとうございました。